

八雲町ホームページ広告の表現に関する技術的基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八雲町ホームページ広告取扱要領第14条第1項の規定に基づき、利用者の利便性を保持するため、八雲町ホームページに掲載する広告の表現に関する技術的基準について定める。

(禁止表現)

第2条 次に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」、「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるものをいう。）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

(アニメーションの禁止)

第3条 アニメーションを用いたバナー広告は、禁止する。

(リンク先ホームページの表現)

第4条 次の表現に該当するホームページにリンクする広告は、利用者が八雲町ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 八雲町のホームページと類似するデザイン、色調又は字体を使用するもの
- (2) 利用者に八雲町の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの

(色調)

第5条 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(ALT属性)

第7条 掲載にあたっては、明確に広告であること及びリンクするページの内容を説明するALT属性をつけなければならない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。